

★海賊対策に海上自衛隊は必用か？

ーソマリア沖に海上自衛隊を派遣するのは憲法と自衛隊法違反ー

●いま、政府はソマリア沖の海賊対策に海上自衛隊を派遣する準備をしています。これは、今後海外に自衛隊が出て行き、戦争をする事ができるようにする事につながります。

★海賊の行為は犯罪・・・なのになぜ海自？

◆海の犯罪はだれが取り締まるのか？それは司法権を有する海上保安庁の仕事です。なのに、なぜ海上自衛隊が出て行くのか？

◆いっぽう、自衛隊の任務は直接間接の侵略からの防衛、しかも行動範囲は日本の周辺に限られています（自衛隊法3条）。

◆また、自衛隊は海上の人命・財産保護及び治安維持のため総理大臣が命令したら警備活動をする。しかしこれは日本近海が行動範囲です。（自衛隊法82条）

★戦争に対する抵抗感を和らげるため

◆このように、はるか遠くのソマリア沖に海上自衛隊が出て行くことは、その任務規定、行動範囲から見ても自衛隊法に違反します。

◆どうして、法の拡大解釈してまで海上自衛隊を派遣したがるのか？そこには海上自衛隊の武器使用・戦闘行為を容認し、国民の戦争に対する抵抗感を和らげようとする意図がみられます。

★海上警備行動は海上保安庁巡視船で十分

◆船舶保護は海上保安庁が行っている警備行動と同じです。そこにわざわざ武器を持った海上自衛艦が出て行く必用はありません。

★国際貢献は平和憲法と平和外交で

◆他の国の船舶も守ってやる国際貢献だという意見もあります。しかし、憲法9条を持つ日本の国際貢献は、根本において武力ではなく、ソマリアの貧困対策や平和外交など、他にできることはたくさんあります。

◆国際貢献は非戦非武装の平和憲法と平和外交で！これが私たちの主張です。

二〇〇九年三月八日（日） 第五〇五回憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

